

令和7年9月中野市農業委員会総会会議録

中野市農業委員会告示第6号

令和7年9月26日(金)午後1時30分

市役所4階 会議室41・42

○議事日程

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議事録署名委員指名
- 4 付議事項
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見について
 - 議案第4号 農用地利用集積等促進計画の策定に係る要請について
 - 議案第5号 農業経営改善計画の認定に係る意見について
 - 議案第6号 令和7年度 農作業標準労賃・機械作業標準料金表の一部改正について
 - 議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営基盤の強化の促進に関する計画に係る意見について
- 5 報告事項
 - (1)農地法施行規則第29条第1号の規定による農用地を農業施設用地に供することの届出の受理状況について
 - (2)開墾による新たな農業用地に供することの届出の受理状況について
- 6 その他
- 7 閉会

○出席委員

農業委員(18名)

桜沢いづみ委員、高橋一幸委員、小林真一委員、高橋直樹委員、春日雄司委員、池田眞貴子委員、藤田清隆委員、大澤操委員、市川壽善委員、芋川一浩委員、田川新治委員、武田利彦委員、小林美代子委員、竹前博文委員、土屋稔委員、関紀子委員、山田喜英委員、増田善行委員

農地利用最適化推進委員(12名)

小林剛委員、宮崎喜久雄委員、堀内和幸委員、高山文雄委員、小林宗和委員、若林栄吉委員、風間伸一委員、小林和夫委員、大原善彦委員、神田満委員、清野澄夫委員、高山弥委員

○欠席委員 坂本秀文委員、丸山和広委員、中山喜正委員、竹内久委員、霜鳥明彦委員、堀米義徳委員、北澤公司委員

○職務のため出席した農業委員会事務局職員の職氏名次のとおり

農業委員会事務局長	佐々木 篤博
〃 事務局長補佐	芋川 隆志
〃 事務局	矢嶋 裕貴

(開会)
事務局 (佐々木局長)

(午後 1 時 30 分)

ただ今から令和 7 年 9 月総会をはじめさせていただきます。

それではここで出席委員数の報告をいたします。ただ今までの出席委員数は、農業委員 20 名中 18 名、推進委員 17 名中 12 名であります。

なお、12 番 丸山和広委員、19 番 山田喜英委員、日野地区 中山喜正委員、平野地区 竹内久委員、倭地区 堀米義徳委員、平岡地区 霜鳥明彦委員、永田地区 北澤公司委員からは欠席の連絡をいただいております。

それでは、会長からごあいさつをいただき以降の進行もお願いいたします。

議長 (増田会長)

(あいさつ 略)

先ほどの報告どおり出席委員数が定足数に達しておりますから、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に基づき、会議は成立いたしました。ただちに会議を開きます。

日程 3、議事録署名委員の指名につきまして 1 番、桜沢いづみ委員、2 番高橋一幸委員を指名いたします。議事に入る前に確認をいたします。農業委員会等に関する法律第 31 条及び中野市農業委員会会議規則第 9 条に、農業委員会の委員は自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関しましてはその議事に参与することができないとの規定がございます。本日の議案の中でこの規定に該当される委員がいらっしゃいましたらお申し出ください。無いようですので、また、事前の連絡もありませんでしたので該当者は無しとします。

日程 4、付議事項に入ります。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について議題といたします。事務局から議案説明をお願いします。

事務局 (芋川局長補佐)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

説明につきましては、譲受人、譲渡人、申請地、申請理由の順で説明します。

番号 1 番、小布施町大字小布施、〇〇〇〇、栗林、〇〇〇〇、栗林〇〇〇〇、畑、外 1 筆、総面積 217 平方メートル、
経営規模拡大のため

番号 2 番、小布施町大字小布施、〇〇〇〇、栗林、〇〇〇〇、栗林〇〇〇〇、畑、101 平方メートル、経営規模拡大のため

番号 3 番、飯山市大字木島、〇〇〇〇、田麦、〇〇〇〇、田麦〇〇〇〇〇、畑、外 1 筆、総面積 802 平方メートル、経営規模拡大のため

番号 4 番、三ツ和、〇〇〇〇、三ツ和、〇〇〇〇、新井〇〇〇〇〇、畑、417 平方メートル、経営移譲のため

番号5番、草間、〇〇〇〇、桜沢、〇〇〇〇、草間〇〇〇〇、畑、外1筆、総面積518平方メートル、経営規模拡大のため

番号6番、上今井、〇〇〇〇、長野市青木島、〇〇〇〇、上今井〇〇〇〇、畑、ほか上今井地籍4筆、豊津〇〇〇〇ほか豊津地籍4筆、総面積6295平方メートル、経営規模拡大のため

番号7番、立ヶ花、〇〇〇〇、下伊那郡松川町、〇〇〇〇、立ヶ花〇〇〇〇、畑、外5筆、総面積6157平方メートル、経営移譲のため

番号8番、愛知県北名古屋市、〇〇〇〇、小諸市、〇〇〇〇、諏訪町〇〇〇〇、畑、105平方メートル、移住して新規就農のため

番号9番、田上、〇〇〇〇、田上、〇〇〇〇、田上〇〇〇〇、畑、92平方メートル、耕作利便性の向上を図るため

番号10番、長野市三輪、〇〇〇〇、豊津、〇〇〇〇、豊津〇〇〇〇、畑、79平方メートル、経営規模拡大のため

番号11番、飯山市、〇〇〇〇、長野市、〇〇〇〇、豊津〇〇〇〇、畑、外1筆、総面積127平方メートル、
経営規模拡大のため

なお、番号11番につきましては、農地を集約して経営規模の拡大をしたいものであり、番号10番につきましては、11番で損失した部分を補いたい案件となっております。

以上、番号1番から番号11番の案件につきましては、全ての農地等を効率的に利用して耕作等を行うと認められない場合、周辺農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じる恐れがある場合など、農地法第3条第2項の各号に掲げる許可することができない条件について確認したところ該当していないものと考えます。

このため、いずれも許可要件を満たすものと考えます。以上であります。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対してご質問ご意見ありましたら、農業委員は議席番号と氏名を述べてから、推進委員は地区名と氏名を述べてからご発言願います。

よろしいでしょうか。

ありませんければ、お諮りをいたします。議案第1号を原案のとおり許可することに賛成委員の挙手をお願いします。

挙手全員であります。よって議案第1号を原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案説明をお願いします。

事務局（芋川局長補佐） 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明につきましては、譲受人、譲渡人、申請地、申請内容、申請理由、備考の順で説明します。

番号1番 飯山市、〇〇〇〇、田麦、〇〇〇〇、田麦〇〇〇〇、畑、782平方メートル、乾燥調整作業小屋・農機具小屋 敷地、耕作面積の拡大に伴い、耕作土地附近に農業用施設を建設したい。
1種農地 法5-②（農業用施設）

番号2番 草間、〇〇〇〇、草間、〇〇〇〇、草間〇〇〇〇、畑、外1筆、総面積399平方メートル、申請地に隣接する会計事務所の駐車場敷地として拡張したい。
2種農地 法5-②-II（消極的2種）

番号3番 三ツ和、〇〇〇〇、三ツ和、〇〇〇〇、三ツ和〇〇〇〇、畑、270平方メートル、現在の住宅が手狭になってきたため、申請地を取得し住宅を建築したい。
2種農地 法5-②-II（消極的2種）

番号4番 新野、〇〇〇〇、新野、〇〇〇〇、新野〇〇〇〇、畑、11平方メートル、自宅に隣接する申請地を取得し駐車場用地を拡張したい。
2種農地 法5-②-II（消極的2種）

番号5番 中野、〇〇〇〇、中野、〇〇〇〇、〇〇〇〇、中野〇〇〇〇、畑、外1筆、総面積150平方メートル、県外からの移住に伴い、申請地を使用貸借して住宅を建築したい。
3種農地 則44（都市計画の用途地域）
以上であります。

議長（増田会長） ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言をお願いします。

ありませんければ、お諮りいたします。議案第2号について、賛成の委員の挙手をお願いします。

挙手多数であります。よって議案第2号については原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見についてを議題といたします。事務局から議案説明をお願いします。

事務局（矢嶋主査） 議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について

(説明)

以上になります。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対してご質問ご意見ありましたら、農業委員は議席番号と氏名を述べてから、推進委員は地区名と氏名を述べてからご発言願います。

10 番 市川壽善委員

10 番 市川です。番号1番から33番の〇〇〇〇ですが、育てられる作物は野菜全般とあるのですが、どのような事業展開をしているのかお分かりになるのであればご説明いただきたいです。

事務局（矢嶋主査）

野菜全般として申請いただいております、詳細な作物につきましては確認いたしかねます。

5 番 高橋直樹委員

5 番 高橋です。そのことについてですが、前の〇〇〇〇から名称が変わっているのですが、にんにくをはじめ、大豆などを作っていましたね。今回は賃借の期限が切れるから更新のためということによろしいんですよね。

事務局（矢嶋主査）

はい。今回、こちらの件は賃借期限が切れることによる期限更新になります。中間管理につきましては、基本的に12月31日を賃借の末尾としております。

10 番 市川壽善委員

前から中野市に来て耕作をしていたんですね。

事務局（矢嶋主査）

そうです。

5 番 高橋直樹委員

会社は〇〇〇〇の隣にありますね。〇〇〇〇の近くに大きなビニールハウスなどがあるのですが、そのあたりを起点にして栽培されています。

10 番 市川壽善委員

あのあたりでにんにく作られているのはそういうことなんですね。わかりました。ありがとうございます。

議長（増田会長）

よろしいでしょうか。

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言をお願いします。

ありませんければ、お諮りいたします。議案第3号について、賛成の委員の挙手をお願いします。

挙手全員であります。議案第3号については意見なしとすることに決しました。

次に、議案第4号 農用地利用集積等促進計画の策定に係る要請についてを議題とします。事務局から説明願います。

事務局（矢嶋主査）

議案第4号 農用地利用集積等促進計画の策定に係る要請について
（説明）
以上であります。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言をお願いします。

ありませんければ、お諮りいたします。議案第4号について要請することについて賛成委員の挙手をお願いします。挙手多数であります。よって、議案第4号は要請することすることに決しました。

次に、議案第5号 農業経営改善計画の認定に係る意見についてを議題とします。

事務局から説明願います。

事務局（矢嶋主査）

議案第5号 農用地利用集積等促進計画の策定に係る要請について
（説明）
以上であります

議長（増田会長）

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言をお願いします。

ありませんければ、お諮りいたします。議案第5号について、意見を無しとすることに賛成委員の挙手を求めます。

挙手多数であります。よって議案第5号を意見無しとすることに決しました。

次に、議案第6号 令和7年度 農作業標準労賃・機械作業標準料金表の一部改正についてを議題とします。事務局から説明願います。

事務局（芋川局長補佐）

議案第6号 令和7年度 農作業標準労賃・機械作業標準料金表の一部改正について
（説明）
以上になります。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対しご質問ご意見等ありましたら、ご発言をお願いします。

ありませんければ、お諮りいたします。議案第6号について、原案通りとすることに賛成委員の挙手を求めます。

挙手多数であります。よって議案第6号は原案どおりとすることに決しました。

次に、議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営基盤の強化の促進に関する計画に係る意見についてを議題とします。事務局から説明願います。

事務局（矢嶋主査）

議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営基盤の強化の促進に関する計画に係る意見について
（説明）

以上になります。

議長（増田会長）

ただいまの説明に対し、ご質問ご意見ございますでしょうか。

ありませんければ、お諮りいたします。議案第7号について意見無しすることについて賛成委員の挙手をお願いします。挙手多数であります。よって、議案第7号は意見無しとすることすることに決しました。

本日お願いしておりました議事は、以上となります。全体を通して何か質問などありますでしょうか。無いようですので、事務局へお返しします。

事務局（佐々木局長）

増田会長お疲れ様でした。続いて、日程5 報告事項に入ります。

事務局（芋川局長補佐）

報告事項（1）農地法施行規則第29条第1号の規定による農用地を農業施設用地に供することの届出の受理状況について

（説明）

報告事項（2）開墾による新たな農業用地に供することの届出の受理状況について

（説明）

以上になります。

事務局（佐々木局長）

ただいまの説明に対し、ご質問ご意見ございますでしょうか。

5番 高橋直樹

5番の高橋です。報告事項の2の関係なのですが、登記簿では宅地になっているのを畑に登録し直すということによろしいでしょうか。

事務局（芋川局長補佐）

そうですね。はい。

5番 高橋直樹

近所でもそのような問い合わせがありまして、昔、家が建っていたけれども交通の便が悪いから団地の方に家を移しまして、元々住んでいた家を更地にしてあるんですよ。でも登記簿は宅地のままでどうにか農地に戻せないかと言ったら、耕作などの実績がないと農地にならないと言われたようなのですが、今回の件もずっと農地で何年か実績を重ねてきて外れたということによいのでしょうか。

事務局（芋川局長補佐）

おっしゃるとおりです。事務局の方でも耕作出来るような状況が認められるような状況であれば開墾届を出していただいて、農地として認めていきたいと考えております。ケースバイケースではあるのですが、ご相談いただければ判断していきたいと考えております。

5番 高橋直樹

その家は子が市外や県外に家を建てていて中野市に戻ってくる予定はないと言われてしまったんですけれども、その土地は登記が宅地になっているのですが、そういったものも柔軟に農地に変えていただけるという考えで良いのでしょうか。

事務局（芋川局長補佐） 農家じゃないと農地を持ってないなどもありますので、そういった部分も総合的に判断させていただいて回答させていただきたいと思います。

5 番 高橋直樹 わかりました。農家じゃなければ難しいということですね。

事務局（芋川局長補佐） そうですね。例えば会社勤めの方がここを農地にしたいという申出があった場合は基本的にNGということで回答させていただいています。

今回、申請のあった方は他の農地をお持ちであり、農家でいらっしゃると思います。今回この土地について耕作出来る状態にあるので農地として認めていただけないかという話が合ったので開墾届を出していただいて認めていくということになります。

5 番 高橋直樹 わかりました。

事務局（佐々木局長） 他にございますでしょうか。ないようですので、続いて、日程6 その他 に入ります。

（説明）

全体を含めて何かありましたらお願いします。

ありませんければ、以上をもちまして、本日の中野市農業委員会総会を閉会といたします。

（午後2時50分 閉会）

以上、会議の顛末を記録し、相違ないことを証明するためにここに署名する。

中野市農業委員会長（議長） 増田 善行

署名委員 桜沢 いづみ

署名委員 高橋 一幸